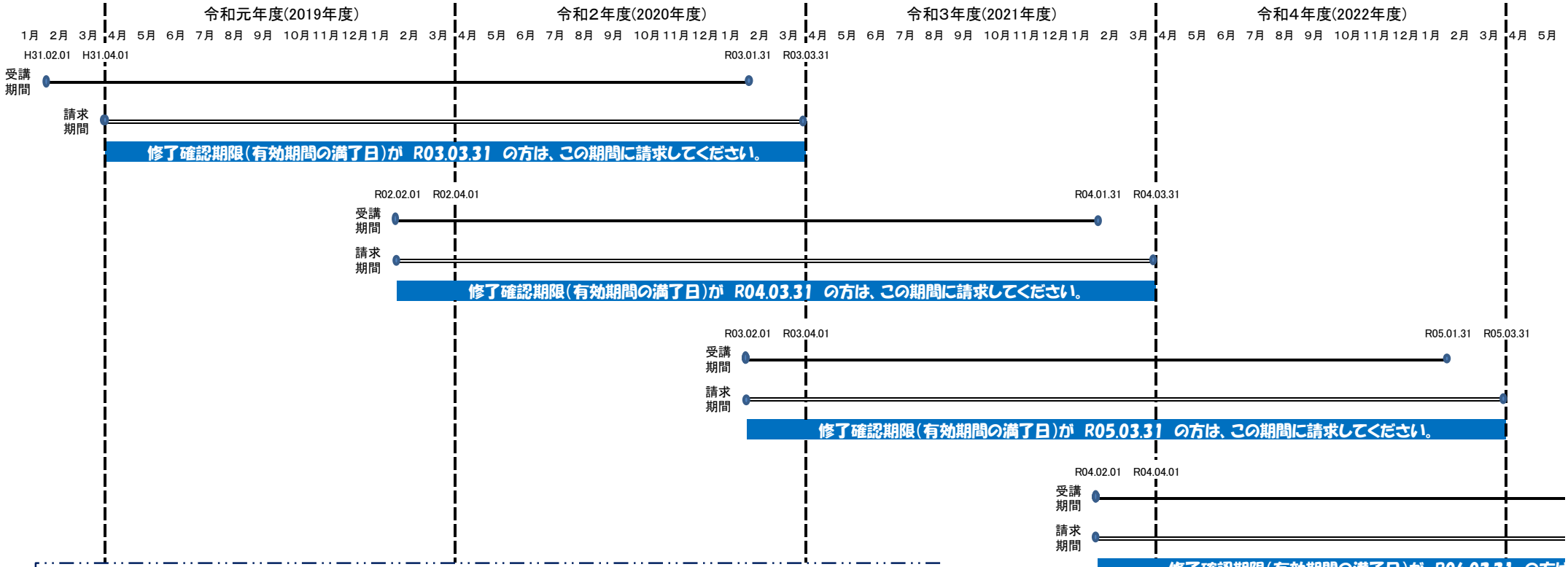

≪教員免許更新費用等補助の請求期間イメージ≫

各年度末が修了確認期限(有効期間の満了日)の方を例に挙げています。

年度末以外の修了確認期限(有効期間の満了日)の方は、事例ごとに判断しますので、お問い合わせください。

令和元年度(2019年度)からの新規事業なので、修了確認期限(有効期間の満了日)が令和3年3月30日以前の方は、次回以降の更新時(受講免除を含む)から給付の対象となります。

原則、修了確認期限(有効期間の満了日)までに請求書を提出してください。

≪請求書提出時の注意≫

更新の方は、受講がすべて終了し、所属長(校長先生)に免許更新申請をした後に請求書を提出 してください。(請求書内の『受講終了年月日』に未来日付が記載されている場合は、受理できません。)

免除の方は、所属長(校長先生)に免除申請をした後に請求書を提出してください。

注意

修了確認期限(有効期間の満了日)を過ぎてしまうと免許が失効します。

ご自身の修了確認期限(有効期間の満了日)については、神奈川県ホームページでご確認ください。

URL : www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/menkyo/koushin.html